

## 丙第10号証

1

(お知らせ)

令和 7 年 2 月 6 日  
自衛隊茨城地方協力本部

自衛隊茨城地方協力本部が行った不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼について

自衛隊茨城地方協力本部が行った令和 6 年度の自衛官等募集活動において、自治体への不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼を行ったことが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

## 記

## 1 事案の概要

## (1) 発生時期

令和 6 年 6 月 28 日 (金)

## (2) 不適切な行為の内容

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集対象者である 15 歳男子の募集対象者情報について、住民基本台帳の閲覧によってのみ行われるべきところ、自治体に対して紙や電子媒体での提供を依頼し、紙媒体で提供を受けたもの

(3) 紙や電子媒体で募集対象者情報の提供を依頼した先  
茨城県日立市及び大子町

## 2 原因

職員が、高等工科学校生徒に関する情報の取得について、閲覧と紙媒体での提供依頼に関して混同したため（法令・規則等の理解不十分）

## 3 処置

本件の発覚後、コピー等の作成が無いことを確認したうえで、シュレッダーを使用して裁断破棄

## 4 その他

自治体から提供を受けた当該文書は使用されず、個人情報の漏洩はありません。

お問い合わせ・ご連絡先

自衛隊茨城地方協力本部 募集課

(電話) 029-231-3315



個人情報保護法の逐条解説

報の利用目的は、事故報告書の利用目的に含まれることになるから、散在情報を逐一点検して、利用目的を改めて特定する必要はないのである。

(3) 「行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない」(2項)

行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有することを禁止されているが、ここでいう「保有」は、作成、取得、維持・管理を含む。したがって、利用目的を超えた個人情報の取得も禁止されることになるから、OECD8原則の収集制限の原則に対応する面も持つことになる。

平成27年法律第65号による本法改正により、要配慮個人情報についての規定が設けられ、本人同意なしの取得が原則として禁止された。

本法制定時、衆議院、参議院の個人情報の保護に関する特別委員会は、「思想、信条、宗教、病氣及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって取得根拠を明確にし、その利用、提供及び安全確保に待段の配慮を加えること」という附帯決議を行っていた。これは、野党案に置かれていた「特に慎重な取扱いを要する個人情報」に関する規定の趣旨を一部取り入れたものといえよう。平成28年法律第51号による本法改正により、行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法に要配慮個人情報に関する規定が設けられたが、行政機関および独立行政法人等は、特定された利用目的の範囲を超えて個人情報保有できず、要配慮個人情報取得する場合も、特定された利用目的のために必要な場合に限り、本人同意なしの取得を原則として禁止する規定は設けられなかった。本法5章も、その立場を踏襲している。

2016年4月1日現在、都道府県の個人情報保護条例の93.6%、市区町村の個人情報保護条例の95.8%が、センシティブ情報の収集の制限または禁止について定めている。センシティブ情報の収集は、民間においてもみだりに行われるべきではない。「大阪府部落差別専業に係る調査等の規制等に関する条例」は、興信所・探偵社による社会的差別の原因となる個人情報の調査・報告等の行為を規制しようとするものである。

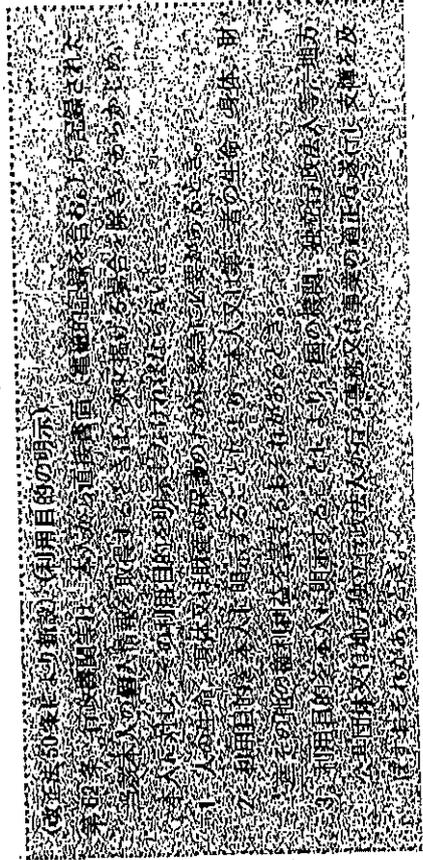
(4) 「行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならぬ

第52条 (利用目的の明示)

い) (3項)

これは、OECD8原則の目的明確化の原則、利用制限の原則と関連する。利用目的の変更は、当初の利用目的以外の利用・提供が恒常的に必要な場合に行われ、随時的に必要な場合には、本法69条2項の規定に基づく目的外利用・提供の問題になる。合理的に認められるとは、社会通念上妥当と判断されることを意味し、もとより、行政機関等が恣意的に判断することを認めるものではない。行政機関・電算機個人情報保護法には、利用目的の変更について明文の規定が置かれておらず、所掌事務の範囲内であれば可能であると解されてきた。しかし、平成27年法律第65号による改正前の本法15条2項においては、利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないとされた(平成27年法律第65号により、「相当の関連性」が「関連性」に改正された)。他方、平成28年法律第51号による行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の改正においても、変更前の利用目的との相当な関連性の存在の要件は維持された。そして、令和3年法律第37号による改正においても、この方針が踏襲され、本項においては、変更前の利用目的と「相当の関連性」を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないとされている。営業の自由に配慮した本法4章と行政機関等への信頼の確保を重視した本法5章との差異が、ここにも現れている。

「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」とは、たとえば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合である。



明確に認識できるような記載の仕方を心がけるべきである。なお、私人が、自己の個人情報記録された書面を一方的に行政機関等に送付してきたような場合には、事前にその利用目的を示すことはできず、かかる場合には、本条の規定の適用を受けない。

(2) 「(電磁的記録を含む。)(注書かっこ書)」(注書かっこ書) 一般に「書面」という文言は、電磁的記録を含まないが(字質・オンライン3法35頁)、本条は、かっこ書において例外的に電磁的記録を含めている。したがって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律6条1項(オンライン化可能規定)の規定は適用されないが、オンラインにより個人情報取得する場合にも本条の規定は適用されることになる。

平成28年法律第51号による改正前は、行政機関個人情報保護法4条において「電磁的記録」が定義されていたが、同改正により、同法2条2項1号に「電磁的記録」の定義規定が置かれた。令和3年法律第37号による改正で、本法2条1項1号において「電磁的記録」が定義されたので、本条では、定義なしに「電磁的記録」という文言が使用されている。

(3) 「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」(1号) 財産も保護法益になっているため、法人その他の団体を含み意味で「人」という言葉が使われている。

(4) 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」(2号) 本人の権利利益を侵害するおそれがある場合としては、不治の病気の治療目的に必要な個人情報本人から取得するためにその利用目的を本人に明示することにより、病名を本人に推測され、結果として病名を告知したのと同じ結果を招いて、その後の治療に支障を及ぼすおそれがある例が考えられる。第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合としては、児童虐待に関して、児童相談所、社会福祉法人、医療機関、警察等が、加害者である親の情報を共有し、連携・協力して対処しようとする場合において、加害者である親の個人情報そのような目的で利用していることが当該親に通知されることによって、児童虐待を激化させるおそれがあるような例が考えられる。

### 取得の状況からして利用目的が明らかであると認められる場合

(1) 「行政機関等は、本人から直接書面……に記録された当該本人の個人情報取得するときは、……あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」(注書)

本法21条2項は、個人情報取扱事業者が本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他アンケート調査のように、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、容易に利用目的を明らかにすることができるとも考慮し、次の①～⑤の場合を除いて、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないと定めている。①人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合、②利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、③利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合、④国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、⑤取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

本条も、本人から直接、書面により個人情報取得する場合には、原則として利用目的を明示すべきことを定めている。OECD8原則の公開の原則に対応する。これは、行政機関電算機個人情報保護法には存在しなかった規定である。口頭により情報を取得した場合には、保有個人情報として保有されるには限らないのに対して、本人から直接、書面により取得した個人情報は組織共用される保有個人情報となるのが通常であり、また、個人情報ファイルを構成する可能性も大きく、以後の行政運営のための重要な資料として利用されるから、あらかじめ、本人が利用目的を認識することができるようにし、当該情報が予想外の目的に利用されるのではないかとこの本人の不安感を緩和するのが本条の目的である。他方、利用目的を明示することにより支障が生ずる場合、利用目的を明示する実益に乏しい場合には、事前の利用目的明示義務を課さないこととしている。利用目的を明示する方法については、特段の制約は規定されていない。したがって、窓口における掲示や口頭による説明で対応することも可能であるが、申請書等の様式に利用目的を記載しておくことが望ましいであろう。ただし、その場合、利用目的が

(5) 「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(3号)

国の機関には、行政機関のみならず、立法機関、司法機関も含まれる。犯罪の嫌疑のある者から捜査目的で個人情報を取得する必要があるが、捜査目的であることを明示することによって、逃亡や証拠隠滅等のおそれがあるため、本人に対する捜査目的であることを明示せずに、任意の調査協力名目で個人情報を取得する必要がある場合が想定される。その他、利用目的の明示により、適正な評価・判断が困難になったり、以後の個人情報の収集に支障を及ぼしたりするおそれがある場合が考えられる。2号・3号にいう「おそれ」の有無の判断は、第一次的には行政機関等が行うが、単なる抽象的可能性の存在では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。2号・3号にいう「おそれ」の具体的内容については、各行政機関等においてガイドライン等によりできる限り明確にしておくことが望ましい。

(6) 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」(4号)  
許認可等の申請書に記載された個人情報に当該許認可等申請処理にのみ利用する場合が考えられる。

(改正法60条により新設) (不適正な利用の禁止)  
第63条 行政機関の長(第2条第8項第1号及び第174条の2の章及び第174条)において同じ。地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、本法又は不当な行為を助長し、又は露見するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(1) 「行政機関の長等」……は、違法又は不当な行為を助長し、又は露見するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない  
本条は、行政機関の長等が個人情報の不適正な利用を行うことを禁止する規定である。

令和2年法律第44号による改正で、本法に個人情報の不適正利用を禁止する規定が設けられた(令和3年法律第37号による改正前の本法16条の2。同改正後は19

条)。その背景には、近年、ICTの急速な進展に伴い、従前の本法の規定に照らして違法と断ずることはできないものの、本法の最重要の目的である個人の権利利益の保護の観点からは容認しがたい方法で個人情報が利用されようようになったことがあった。そのことを強く認識させたのが、官報に掲載された被害者の個人情報情報が、本来の目的と乖離した目的でデータベース化され、不特定多数の閲覧に供された例であった。このような個人情報の利用は違法といえるか微妙な点はあるにしても、社会通念上、不適正な利用といわざるをえない。そこで、令和2年法律第44号による改正で、個人情報取扱事業者に対する規律として、個人情報の不適正利用の禁止が明文化されたのである。「不当」とは、違法とまではいえないが、社会通念上、妥当性を欠くことを意味する。

令和3年法律第37号による本法改正で、個人情報保護法制を一元化するに当たり、民間部門の規律であって公的部門にも導入すべきものがないかが検討された。行政機関の一般職員については国家公務員法98条1項、行政執行法人の役員および職員については独立行政法人通則法51条、国家公務員法98条1項、地方公共団体の一般職員については地方公務員法32条、特定地方独立行政法人の役員および職員については地方独立行政法人法47条、地方公務員法32条で法令遵守義務が課されているもの、個人情報の不適正利用は、公的部門でも起こりうることであり、かつ、それを看過すべきではないことから、同改正により、本条が設けられた。

なお、別表第2に掲げる法人は、本法19条の不適正な利用の禁止に係る規定の適用を受けるので、本条の規定の適用を受けない。

(2) 「(第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)」(かっこ書)  
機関ごとに政令で定める者は、警察庁にあっては、警察庁の庁務を統括する(警察法16条2項)警察庁長官、最高検察庁にあっては、その長として庁務を掌理する(検察庁法7条1項)検事総長、高等検察庁にあっては、その長として庁務を掌理する(同法8条)その庁の検事長、地方検察庁にあっては、その庁務を掌理する(同法9条2項)その庁の検事正、区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正とされた(本法施行令17条)。

平成 18・6・30・平成 18 年度 [行簡] 答申第 155 号 .....481

平成 18・9・29・平成 18 年度 [答簡] 答申第 4 号 .....616

平成 18・10・2・平成 18 年度 [行簡] 答申第 21 号 .....54, 568

平成 18・12・6・平成 18 年度 [答簡] 答申第 6 号 .....569

平成 18・12・15・平成 18 年度 [答簡] 答申第 9 号 .....535, 545

平成 19・1・22・平成 18 年度 [行簡] 答申第 38 号 .....54

平成 19・11・21・平成 19 年度 [答簡] 答申第 36 号 .....616

平成 19・12・3・平成 19 年度 [答簡] 答申第 37 号 .....616, 621

平成 19・12・3・平成 19 年度 [答簡] 答申第 118 号 .....440

平成 20・2・29・平成 19 年度 [行簡] 答申第 1 号 .....545, 565

平成 20・4・14・平成 20 年度 [行簡] 答申第 28 号 .....549

平成 21・7・27・平成 21 年度 [行簡] 答申第 30 号 .....545

平成 21・7・30・平成 21 年度 [行簡] 答申第 195 号 .....625

平成 25・3・29・平成 24 年度 [行簡] 答申第 120 号 .....582

(地方公共団体設置の個人情報保護審査会等答申)

東京都個人情報保護審査会・平成 26・6・23・平成 26 年答申第 364 号 .....583

東京都個人情報保護審査会・平成 26・6・23・平成 26 年答申第 365 号 .....583

東京都個人情報保護審査会・平成 26・9・11・平成 26 年答申第 372 号 .....583

東京都個人情報保護審査会・平成 27・3・26・平成 27 年答申第 384 号 .....583

京都市情報公開・個人情報保護審査会・平成 28・10・21・平成 28 年答申第 61 号 .....583



新・個人情報保護法の逐条解説  
New Commentary on the Act on the Protection of Personal Information

2021 年 12 月 25 日 初版第 1 刷発行

著者 克也 治 閣  
 字 賀 克 也  
 江 享 真  
 有 斐  
 益 社  
 発行所 東京都千代田区神田神保町 2-17  
 郵便番号 101-0051  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷/株式会社隆政社・製本/致誠本印刷株式会社

©2021, Kazuyoshi Uga. Printed in Japan.

著者・邦字本はお断りいたします。

★定価はカバーに表示しております。

ISBN 978-4-641-22822-1

**【COPY】** 本書の題名(号)に「七」は著作権法上の例外規定を明示している。  
 訂正・改訂される場合は、その改正事項に「(七)」出題者著者権管理協議会(電話03-5441-5088 FAX03-5244-5088, e-mail:shohaku@ppw.or.jp)の同意を得てください。

## 丙第12号証

防人育第915号

令和4年1月21日

(各市区町村長) 殿

防衛大臣

(公印省略)

## 自衛官募集等の推進について(依頼)

自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うするため、強い使命感、責任感を持ち、いかなる状況下でも適切に対応することができる質の高い人材を確保することが、これまで以上に重要となっていると考えております。

また、今後の防衛のあるべき姿について指針を示す「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」においても地方公共団体との連携を含む募集の推進について明記されているところであり、かつ、「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」において、「質の高い自衛隊員の十分な確保や処遇改善等を通じた人的基盤の強化」を図るとされていることも踏まえ、防衛省としては、今まで以上に募集に力を入れて参りたいと考えております。

さらに、我が国を取り巻く安全保障環境が、これまで以上に急速に厳しさを増していることから、防衛省においては、今後、新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の改定や防衛力の強化に取り組んで参ります。今まで以上に、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様の御理解を得て、相互の協力関係を一層強化して参りたいと考えております。

つきましては、以下の3点についてお願い申し上げます。

## 1 募集対象者情報の提供について

自衛官の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため幅広く広報をしたいと考えており、募集対象者情報を入手し、広報資料の送付などを行っております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部への募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報のみ)の紙媒体、電子媒体での提供をお願いいたします。事務の細部については、各地方協力本部より調整いたしますので、

御対応いただきますようよろしくお願いいたします。御提供いただいた募集対象者情報は、自衛官等募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理させていただいております。

## 2 募集対象者情報の提供以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提供に加え、地方自治体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き、各地方協力本部と調整しつつ各種御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 3 入隊予定者への激励及び若年定年退職自衛官の防災関係部門での活用について

入隊予定者を激励するための地域を挙げた様々な取組は、入隊予定者にとって大きな励みとなっております。引き続き地方公共団体の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、退職自衛官の防災部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものです。令和3年4月より、「地域防災マネージャー」の資格要件を拡充し、当該資格保持者の確保に努めております。防災のプロフェッショナルとしての退職自衛官の防災関係部門での活用についても、引き続き、緊密な連携を図らせていただきますようお願い申し上げます。

## (参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

都道府県知事及び市町村長は自衛隊法第97条により、「自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令に各種事務が定められ、募集事務の一部（広報宣伝（施行令第119条）及び報告又は資料の提出（施行令第120条）等）は、地方自治法施行令における第1号法定受託事務に当たります。特に、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提供をお願いしているものです。

また、募集対象者情報の提供について、「令和2年地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」を受け、令和3年2月、防衛省及び総務省から各都道府県あてに「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること」及び「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」を、通知いたしました。